

平成23年6月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 森野陽佑

平成23年(ハ)第157号不当利得返還請求事件

平成23年6月17日 口頭弁論終結

判 決

山口県 [redacted]

原 告 [redacted]

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

横浜市 [redacted]

被 告

株 式 会 社 ラ イ フ

同代表者代表取締役 [redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、105万5855円及びうち96万0182円に対する平成23年1月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

ただし、被告において、105万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文1項

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 当事者

被告は貸金業者であり、原告は、被告との間で2個の金銭消費貸借取引（以下、それぞれ「本件取引1」「本件取引2」という。）をしていた者である。

(2) 本件取引1の概要

- ア 取引開始日 平成13年8月14日
- イ 取引終了日 平成22年10月18日
- ウ 取引の経過 別紙計算書1のとおり

(3) 本件取引2の概要

- ア 取引開始日 平成14年7月26日
- イ 取引終了日 平成22年10月18日
- ウ 取引の経過 別紙計算書2のとおり

(4) 引直し計算及び不当利得

ア 本件取引1について、取引の経過にしたがって、利息制限法所定の法定利率を適用して引き直し計算をすると、別紙計算書1のとおり、本件取引1の終了時において過払金元金が65万8705円となり、被告は、上記金額を法律上の原因なく取得している。

イ 本件取引2について、上記と同様の引き直し計算をすると、別紙計算書2のとおり、本件取引2の終了時において過払金元金が30万1477円となり、被告は、上記金額を法律上の原因なく取得している。

(5) 悪意の受益者

被告は貸金業者であり、平成18年法律第115号による改正前の貸金業法（以下、ここでは「貸金業法」という。）43条に定めるみなし弁済規定の適用がない場合は、利息制限法の制限利率を超える利息の約定は無効で、不当利得として原告に返還すべきことになることを知っていたから、利息制限法を超過する利息を収受することにつき悪意であり、過払金に年5分の割合による利息を付して返還する義務があるところ、平成23年1月19日の時点において、本件取引1について、7万0688円の利息が、本件取引2について、2万4985円の利息が発生している。

(6) まとめ

よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金

そうすると、貸金業者が利息制限法の制限超過部分を利息の債務として受領し、その受領につき同項が適用されない場合には、当該貸金業者は同項の適用があるという認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定される。

本件についてこれをみると、原告の弁済について、貸金業法43条1項が適用されること又は上記特段の事情があると認めるに足りる証拠はない。したがって、被告は悪意の受益者であると認められるので、請求原因(5)には理由がある。

4 以上によると請求原因がすべて認められる。

第4 結論

以上によると、原告の請求は理由があるから認容し、訴訟費用の負担につき民訴法61条を、仮執行宣言につき同法259条1項を、仮執行免脱宣言につき同条3項をそれぞれ適用して主文のとおり判決する。

周南簡易裁判所

裁判官 西 村 公 宜

これは正本である。

平成23年6月24日

周南簡易裁判所

裁判所書記官 森 野 陽

